

【用語の解説等】

1 用語の解説

(1) 農林業経営体に関する用語

農林業経営体

農産物の生産を行い、又は委託を受けて農林業作業を行い、かつ、生産又は作業に係る面積・頭羽数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15	アール
②施設野菜栽培面積	350	平方メートル
③果樹栽培面積	10	アール
④露地花き栽培面積	10	アール
⑤施設花き栽培面積	250	平方メートル
⑥搾乳牛飼養頭数	1	頭
⑦肥育牛飼養頭数	1	頭
⑧豚飼養頭数	15	頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150	羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000	羽
⑪その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模	

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を実施した者に限る。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 230 立方メートル以上の素材を生産する者に限る。）

農業経営体

農林業経営体の規定のうち、ア、イ又はエのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

農林業経営体の規定のうち、ウ又はオのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(2) 組織形態に関する用語

法人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行うものをいう（一戸一法人を含む。）。
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	会社法に基づき、「株式会社（特例有限会社含む）」、「合名・合資会社」、「合同会社」の組織形態をとっているもの。
各種団体	「農協（農業協同組合法に基づき組織された組合）」、「森林組合（森林組合法に基づき組織された組合）」、「その他の各種団体（農業災害補償法に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等団体、林業公社も含む）」に該当するもの。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体、 ・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が 8 割以上の経営体をいう。
準単一複合 経営経営体	単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が 6 割以上 8 割未満の農家をいう。
複合経営経営体	単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が 6 割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。

(3) 土地に関する用語

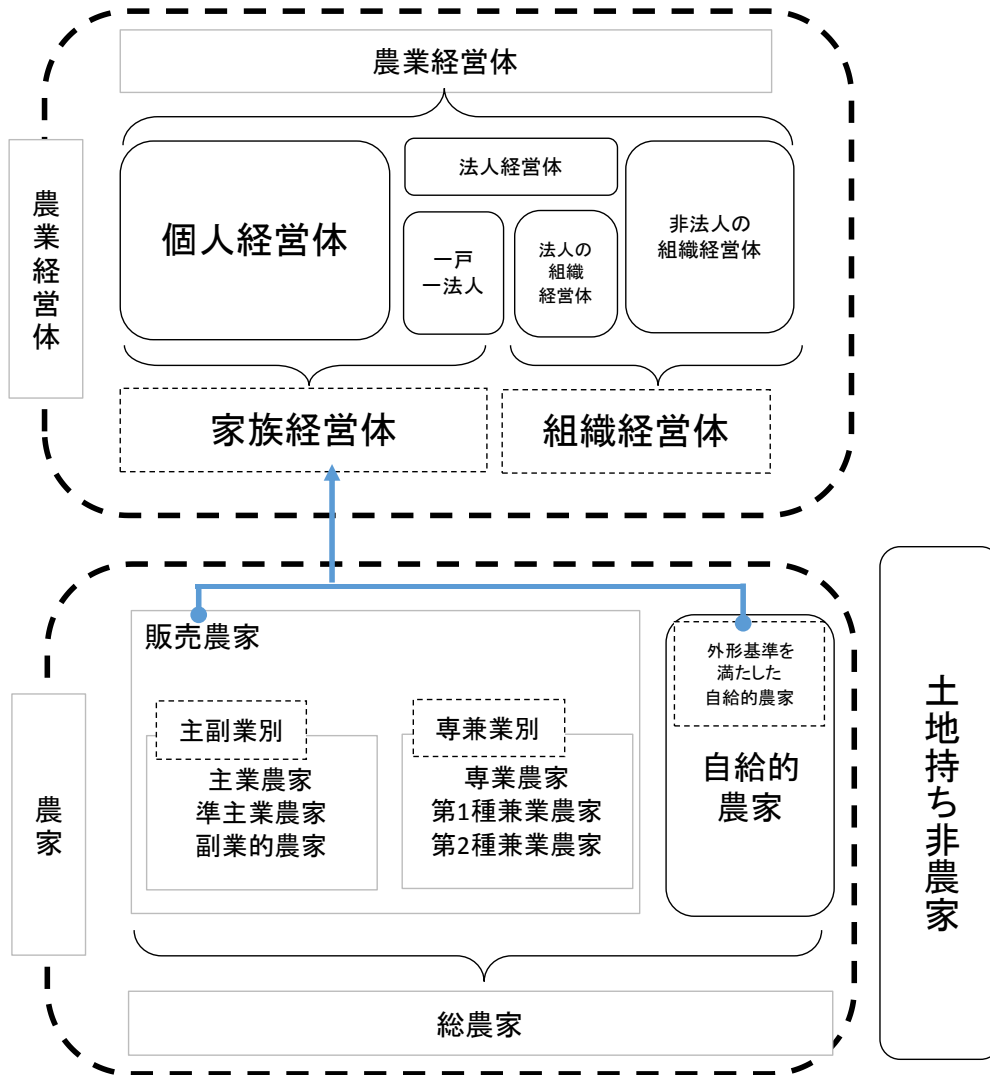
経営耕地	<p>調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。</p> <p>経営耕地＝所有地(田、畑、樹園地)－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地</p>
所有耕地	<p>所有耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－耕作放棄地</p>
借入耕地	<p>他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。</p>
貸付耕地	<p>他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。</p>
耕作放棄地	<p>以前耕作地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地をいう。</p>

(4) 農家及び農業労働力に関する用語

農家	<p>調査期日現在で、経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。</p>
販売農家	<p>経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。</p>
自給的農家	<p>経営耕地面積が30アール未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。</p>
土地持ち非農家	<p>農家以外で耕地及び耕作放棄地を5アール以上所有している世帯をいう。</p>
主業農家	<p>農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。</p>

準主業農家	農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家（主業農家、準主業農家以外の農家）をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前 1 年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者）が 1 人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。
第 1 種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第 2 種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農家人口	農家を構成する世帯員の総数をいう。
農業従事者	15 歳以上の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。
基幹的 農業従事者	農業就業人口のうち、調査期日前 1 年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」をいう。
農業専従者	調査期日前 1 年間に自営農業に 150 日以上従事した者をいう。
準農業専従者	調査期日前 1 年間に自営農業に 60～149 日従事した者をいう。

「農林業経営体」と「農家」の概念図



(参考)世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった
			農業が主	その他の仕事为主		
ふだんの主な状態	主に仕事	C		A		
	主に家事や育児	B				
	その他					

A 農業従事者
B 農業就業人口
C 基幹的農業従事者